

農業者の戸別所得補償を制度化することを求める意見書案

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が生産の継続に苦慮するという状況が生まれている。こうした中で政府は、農地を集積し、大規模化・効率化を図ろうとしているが、米価が低迷する状況では、規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥るおそれがある。また、米価の低迷により、米の生産者だけでなく、米の流通業者の経営も厳しさを増している。

平成 25 年度までは、農業者戸別所得補償制度として、米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を基本として米の直接支払交付金が交付され、多くの稲作農家の経営を支えていた。

しかしながら、同制度は新たな農業・農村政策の下で見直しが行われ、米の直接支払交付金は平成 26 年度から半減され、また、平成 30 年度には、廃止されることとされている。

このような中では、稲作経営は成り立たず、離農する農家がますます増加し、地域経済が一層困難な状況に直面することは明らかである。また、地域が疲弊することで、環境や国土の保全など、水田の持つ多面的機能が喪失する懸念もある。

よって、本県議会は、国において、食料供給の確保や地域経済の維持等に資するため、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償を制度化するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋 裕幸

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣

農業者の戸別所得補償を制度化することを求める意見書案

米価が生産費を大きく下回る水準に下落し、多くの稲作農家が生産の継続に苦慮するという状況が生まれている。こうした中で政府は、農地を集積し、大規模化・効率化を図ろうとしているが、米価が低迷する状況では、規模を拡大した集落営農や法人ほど赤字が拡大し、経営危機に陥るおそれがある。また、米価の低迷により、米の生産者だけでなく、米の流通業者の経営も厳しさを増している。

平成 25 年度までは、農業者戸別所得補償制度として、米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家に対して、標準的な生産費と標準的な販売価格の差額を基本として米の直接支払交付金が交付され、多くの稲作農家の経営を支えていた。

しかしながら、同制度は新たな農業・農村政策の下で「経営所得安定対策」に切り替わり、米の直接支払交付金は平成 29 年度をもって廃止されることとされている。

このような中では、稲作経営は成り立たず、離農する農家がますます増加し、地域経済が一層困難な状況に直面することは明らかである。また、地域が疲弊することで、環境や国土の保全など、水田の持つ多面的機能が喪失する懸念もある。

よって、本県議会は、国において、食料供給の確保や地域経済の維持等に資するため、当面、生産費を償う農業者戸別所得補償を制度化するよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

三重県議会議長 舟橋 裕幸

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

農林水産大臣